

○宮崎大学インターネット放送局の番組利用に関する取扱規程

〔平成 22 年 10 月 28 日
制 定〕

改正 平成 26 年 3 月 28 日 平成 27 年 12 月 25 日
平成 31 年 3 月 28 日 平成 31 年 4 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学インターネット放送局「Myaoh. TV」(以下「Myaoh. TV」という。)の番組を学外者が二次的に利用する際の取扱いについて定めるものとする。

(利用許諾範囲)

第 2 条 Myaoh. TV の番組のうち学外者に利用許諾できるものは、MUSB 宮崎大学学生放送局 (Miyazaki University Students' Broadcasting station) 制作の番組を除く全ての番組とする。

(利用の対価)

第 3 条 Myaoh. TV は、原則として無償で利用できるものとする。

(利用許諾の手続き)

第 4 条 学外者から番組利用の申請があった場合は、利用の 1 週間前までに著作物利用申請書 (別紙様式 1) を企画総務部総務広報課へ提出させるものとする。なお、この場合、総務広報課は申請者と面談等を行い、著作物の利用に関する誓約書 (別紙様式 2) を提出させるものとする。

(利用の不許可)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 本学の名誉が傷つけられるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用するとき。
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 著作物を販売し、利益を得ようとするとき。
- (5) その他学長が番組の利用が不相当と認めたとき。

(利用許諾の取消)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消すものとする。この場合において、利用停止及び利用者の責任による著作物の回収等必要な措置を求めるものとする。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- (2) 第三者に利用許諾したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他この規程の定める事項に違反したとき。

(無断利用)

第 7 条 第 4 条に規定する利用許諾の手続きを行わず、本学に無断で番組を利用している者又は利用しようとしている者に対して、利用停止及び利用者の責任による著作物の回収等必要な措置を求めることができる。

(事務)

第8条 宮崎大学インターネット放送局の番組利用に関する事務は、企画総務部総務広報課及びメディア企画室において処理する。

附 則

この規程は、平成22年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式1（第4条関係）

著作物利用申請書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

申請者（法人その他の団体にあつては、この申請にかかる責任者）

住 所：

団体名：

役職名：

氏 名：

連絡担当者

氏 名：

電話番号：

下記のとおり、貴学の著作物を利用いたしたく、関係資料を添付のうえ申請します。

記

1. 著作物の名称：

2. 利用の目的：

3. 利用の形態：

4. 利用場所：

5. 利用期間： 年 月 日～ 年 月 日

著作物の利用に関する誓約書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

申請者

住 所：

団体名：

役職名：

氏 名：

貴学の著作物を利用するにあたり、下記事項を遵守し、貴学の指示に従います。

記

1. 著作物は、申請内容のとおり利用することとし、申請内容に変更等が生じた場合は、事前に貴学へ通知し、貴学の指示に従います。
2. 著作物を利用するにあたり、本著作物の権利が貴学に帰属する旨の表示、若しくは同等の表示を行うものとします。
3. 貴学の書面による事前の同意なしに、次の各号の行為を行いません。
 - (1) 本著作物を、追加、修正を含め改変する行為
 - (2) 本著作物を複写する行為
4. 著作物を利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに利用を停止するとともに、必要な措置について貴学の指示に従います。
 - (1) 貴学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
 - (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に利用するとき。
 - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 第三者に利用許諾するとき。
 - (5) 申請内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (6) その他学長が不適当な利用であると認めたとき。
5. 本著作物の利用により申請者に生じた、又は申請者と第三者との間に生じた他人の著作物の利用、本著作物の内容の正確性、及び目的への適合性等を原因とする損害、被害、紛争等について、貴学を一切免責するものとします。